

## 第4回 我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会 議事要旨

■ 日時：令和5年7月13日（木）16時00分～18時00分

■ 場所：経済産業省別館628会議室・オンライン併用開催（Teams）

### ■ 議題：

1. 開会
2. 株式会社リクルートホールディングス安妻委員からのプレゼンテーション
3. 民間企業によるイノベーション投資の促進に関する事務局説明
4. 自由討議
5. 閉会

### ■ 議事概要

上記議題について広く意見交換を行い、下記のような議論が行われた。

- 知的財産を日本に呼び込むには、入口の研究開発税制と出口のイノベーションボックス税制の2つが必要である。日本で研究開発税制を改正し、税務調査の現状を変えることは難しい。研究開発税制とは別のイノベーション税制を新規に制定し、並存させることが現実的な解決策である。税務調査において試験研究費としては認められずに資産計上を求められても、その資産がイノベーション税制の対象となれば、優遇措置の取り消しと法人税追徴課税という両方からの損失が軽減される。
- 日本の研究開発税制において試験研究費として認められる費用の範囲が米国より狭いため、日本企業は米国企業と比較すると計上している研究開発費の金額が非常に少ない。そのため、同じような研究開発活動を行っているにも関わらず、海外の投資家には、日本企業は日本で開発した商品に将来の投資をしていないとみなされる。イノベーション税制の並存が実現された場合、研究開発税制の対象となる試験研究費と、イノベーション促進税制の対象となる研究開発費の両方を有価証券報告書等に開示可能となる。様々な開示媒体で研究開発費の総額を開示することができれば、海外投資家の誤解を払拭することに繋がり、これまで低く見積もられていた日本企業の価値が見直され、株価上昇も期待される。
- 配当、利子及び使用料に関しては、租税条約に基づいて、源泉徴収される国とされない国が存在し、外国税額控除が適用される国とされない国も存在する。イノベーションボックス税制を検討するにあたり、他国のパテントボックス税制と比較する際には、

租税条約も含めてメリットとデメリットを考慮する必要がある。日本の場合、海外で利子と使用料ロイヤルティの源泉徴収がなされた後に、日本側で外国税額控除が適用されると思うが、申告時に控除されるという時間的価値や、外国税額控除の手続き等の工数を考えると、源泉徴収されない二国間条約を多くの国と締結できることが望ましい。イノベーション拠点の立地競争においても有利に働く。

- 日本で IP を保有している場合、グループ内に金融統括会社を保有する企業であれば、ロイヤルティ回収により、外貨が日本円に転換されることを回避できる。海外に拠点がない企業は、金融総括会社を保有できていない。日本では機能通貨の考え方が採用されておらず、金融統括会社の法整備も進んでいないので、企業は為替差損益のリスクを回避できない。将来的に IP だけでなく、海外の拠点を呼び込むためには、日本企業が日本に金融統括会社を保有するという新たな選択肢を準備すると良い。
- 税務を政策として活用することが重要であると思う。単純に納税が増えれば良いという考えや、企業が節税できれば良いという考えではなく、諸外国に比べて劣後しないように、制度を投げかけていくことが必要である。
- 各国が経済安全保障の文脈で、戦略的自律性の確保と戦略的不可欠性の強化に向け、テクノロジーなどを自国に確保するために様々な施策を講じている。ハードルは非常に高いと思うが、日本に無形資産を確保するための制度の構築を期待している。
- 弊社の立場からすると、切なる願いは、日本の商品に対して将来の投資をしていないとみられることを払拭することである。イノベーションボックス制度が導入されると、日本側のソフトウェアに対する研究開発費を開示可能となる。海外投資家の誤解を除くことが一番の狙いであり、叶えていただきたい。
- 日本の意匠権は工業所有権の一つであり、デザインの多くは、機能を実現するために特許に補完して取得する。意匠権は対象になると思う。
- 対象知財は明確にしておく必要がある。基本的な基軸となるのは、特許、実用新案、ソフトウェアの著作権であるが、意匠権も対象になると思う。機能的な意匠について、製品の特許とセットで権利を取得することはよくある。画面意匠や UI などは、技術的な形状も含め、十分な製品のための工夫として機能的な部分を担うものである。ソフトウェアを対象にするならば、当然 UI なども含めて、意匠権を対象に含めても良いと思う。回路配置権や育成者権の出願は多くないため、政策的な経済効果を鑑みると、これらを加えるかは検討事項である。知的創造物に関しての権利であれば基本的

には認める方が、マーケティング IP との区分けという意味ではわかりやすい。

- プラットフォーム IP とマーケティング IP には各々異なるロイヤルティ料率が設定されており、移転価格税制の研究においても分けられている。これらを区別することは容易であるとする。対象所得として、プラットフォーム IP のみを対象とするのか、マーケティング IP も含めた両方を対象とするのかについて、企業はどちらにも対応できるため、決め事の範疇であると思う。
- マーケティング IP に関して、プロダクトをローンチする前に、展開国における商標権等の調査等を事前に行うことは一般的だと考える。プラットフォーム IP に関しては、開発途中において特許権や著作権に該当するかを開発者が考えながら、発生の都度、それらを申請するケースは稀である。開発済みのプロダクトを他国で展開する際には、商品のライセンス利用料としてロイヤルティを徴収する。海外からロイヤルティを徴収している場合は、知的財産の有無に関わらず、全額を対象とするのが妥当である。
- 日本の法人税率は 30%超であり、他国と比べて極めて高い税率となっている。この点を逆にとり、例えば、イノベーションボックス税制において 5 % と思い切った低い税率を採用したとしても、OECD で議論されている Pillar 2 の 15 % のグローバルミニマム課税に抵触しないと思う。法人税率の低い国がイノベーションボックス税制で低い税率を採用すると、国別の実効税率が 15% を下回る可能性が高いので、なかなかできない。日本は極力思い切った低い税率を適用してはどうか。
- 対象所得について、オランダの Peel-off method の考え方が非常に参考になる。こういうものであれば、事前の合意がなくても、計算さえ間違えなければ適用できるため、検討に値する。
- 海外の関連当事者から得られたライセンス料による収入について、「移転価格税制の考え方を踏まえた適切な水準」であることを前提にするとの記載は、適切な良い表現だと思う。移転価格税制にリンクする形になってしまうと、企業側の負担になるかもしれない、様々な論点が出てしまう。「移転価格税制の考え方を踏まえた適切な水準」をとすれば、企業にとっては余計なリスクを回避できると思う。
- 事務局資料の手続きの流れのイメージが非常にわかりやすい。所得①ライセンス料について、「ライセンス料収入から対応する費用（償却費等）を引く」とある。ライセンス料による収益についての記載に、「知財の取得に要した費用相当分を控除した額を対象所得とする」とあるが、費用の範囲はどこまでを指しているのか。研究開発費

用を指しているのか、それとも純粋に取得の費用なのか、この部分についての検討が必要である。

- 対象所得の考え方について、事務負担の軽減や制度普及の観点から、できるだけ簡便な方法が望まれる。できれば企業単位で定式化されたみなし計算を適用するなど、簡素な方法が良い。オランダの制度が非常に参考になると思う。
- 研究開発費の定義については、現行の研究開発税制においてもいろいろと論点があり、検討する必要が別途ある。イノベーションボックス税制の難しさは、所得と支出の両方を算出する点にある。前者の所得については、ある程度パラメータライズして、一定割合でマーケティング比率などを決めるのが良いと思う。後者の研究開発支出については、イノベーションの観点から、試験研究費の定義ではなく、研究開発費の実態に近いフラスカティ・マニュアルの定義を採用してほしい。
- 研究開発税制における「工学的・自然科学的な基礎研究、応用研究および開発・工業化等」という試験研究費の定義は、税務調査において調査官と企業との間で見解の相違が生じやすい表現になっている。新規にイノベーションボックス税制を制定するのであれば、このような表現は極力排除し、例えば、「自社開発の無形資産創出に要した費用」という表現にすることが望ましいと思う。税務調査官に開発内容の判断を委ねること自体に無理があるとも思う。
- プロダクト開発はクロスボーダーで進めることがもはや常識となっている。国内企業に支払先を限定しても、委託した先の日本企業が、一部を海外企業に再委託することも考えられる。逃げ道的なスキームを組まれるぐらいなら、海外企業への支払い自体を対象に含めるべきである。海外企業を対象から除外することは、今の時代にはそぐわない考え方であると思う。国内企業に限定した場合に、税務要件として国内企業の利用を指定されるようになってしまうと、日本企業の技術進歩を遅らせる要因にもなりかねない。
- 修正ネクサスについて、経済的なオーナーシップが日本にあれば全て認めるということが通れば、多くの会社のニーズを満たすだろう。一点だけ懸念するのは、計算は複雑な要素を含んでおり、個別の例外ルールを入れていくと、最後のディスカウント・ファクターの計算まで、煩雑な計算を強いられることになりかねない。原則を決めたら、なるべくその原則に従って運用するのが良いと思う。
- 海外の子会社を通じた第三者への委託は、BEPSの実態として研究開発を何処がして

いるかで、直接に海外の第三者に委託するのではなく、子会社を通して委託するという形式的な話である。実質論的には対象として良いと思う。

- 簡素な仕組みをどこまで追求するかについて、他の税制のアナロジーで考えたときに、いくつかバリエーションがあり得る。消費税の簡易課税制度では適用の可否を選択できる。前もって税務署に書類を提出すると簡易課税制度を適用でき、自ら進んで適用しないこともできる。さらに、%か実額かの選択ができる。例えば、償却費の細かい計算は難しいとなれば、%を採用する企業があっても良く、実額できちんと根拠を持って計算できるのならば、実額を採用する企業があっても良い。計算項目について簡素なものを選ぶか、実額に近いものを選ぶかの選択ができるような条文の書き方もあるだろう。
- 安妻委員のプレゼンテーションを聞き、研究開発の定義の部分で非常にご苦労をされているのが印象深かった。業界全体か、弊社のみかはわからないが、研究開発税制の恩恵を比較的受けている方と考えられる。財務と税務で大きく違う箇所はほとんどない状態であり、日本でも米国でも税のメリットを享受している。業界によってかなり違うことが分かった。
- 簡素な制度はもちろん好ましいが、業界によって対象所得や適格支出がかなり違うと思う。ご提案されているアンケート調査で、対象となる所得や規模感などを精査した上で、定義の細かさや例外についての議論に進んでいくと良いと思う。
- 制度設計を考えるにあたって、事前合意を前提にした複雑な仕組みとするのか、事前の合意は現実的でないと考え、事前合意が不要なシンプルな仕組みとするか。税制調査会の資料において、研究開発税制を享受している企業は1万社であり、納税している企業の1%未満であると記載されていた。仮に、同程度の1万社の企業が、税務調査での指摘を避けるため事前確認を希望する場合、対象年度の税務申告書を作成する期限までにさばけるか。現実的でないのであれば、事前確認を前提にした難しい仕組みを入れると、制度として破綻しかねないという問題意識がある。
- オランダの考え方が非常に参考になる。例えば、研究開発税制は業種ごとに税率を決めていない。研究開発投資の性質として、私的なものに対して公的な投資対効果が大きなところで税制のインセンティブをつけるという経済的なバックグラウンドがある。業種によって異なるが、一律の比率を置いている。同様の考えで、ある程度パラメータライズし、なるべく第三者認定などを避けるやり方を考える方が現実的であると思う。外形標準で申告できると良い。

- できる限りシンプルな方法が望ましく、オランダの Peel-off method が参考になると思う。シンプルな方式であれば、わざわざ事前確認をやらなくても良い。複雑なスキームであれば、対象に成り得るのかの判断で企業側に懸念が生じた際に、事前確認ができるが良い。事前確認については、税務当局ではなく、経産省や特許庁などが代替することは十分に考えられると思う。
- 東南アジアや欧州では、事前に政府機関から承認を取得して初めてインセンティブが得られる。他国と足並みを揃える方が良いと思う。他国はできるのに日本ではフィージビリティがないというのが問題でそちらの改善にチャレンジすべきである。人手が足りないからできないというのは、単なる言い訳にすぎない。柔軟な企業は申請しやすい国でやろうとするだろう。申請すれば自動的に受けられる制度となると、おそらく税務当局には制度が受け入れられないと思われる。税であるので、政策に活用できる制度を導入する方が、長い目で見た上で良いと思う。
- 事前確認は気になる場所であるが、実際の運用は不可能だと思っている。研究開発税制に事前確認がないのは、できないからだとと思っている。また、イコールフットディングを目指す中で、米国の R&D タックスクレジットでは事前確認を実施していない。事前確認のために、日本では多くの工数を割いて申請書を作らねばならないとなると、イコールフットディングが確保されなくなる。事前確認は必要ないと思う。
- 公平性に重きが置かれて、事前確認の話に発展されていると思う。簡素な制度にして皆に使ってもらい、運用していく中で公平性があまりにも担保されていないのであれば、少しずつ規制の仕組みを変えていき、税制自体もアジャイルしながら進めるのが良いと思う。運用上の問題として、事前確認の品質にばらつきが出るだろう。また、中小企業で事前確認を実施する場合、日常的に依頼している税理顧問等より第三者認証を受けることは有効であるのか。利益相反的な問題が生じることも懸念する。
- 公平性の担保ばかりを追求すると、複雑で実効性がない仕組みとなり、制度自体がなくなってしまうのが最悪のシナリオである。公平性がなかったとしても、今までにない制度ができれば、かなりの前進である。ある程度割り切り、事前確認がなくても良い等の線引きをしていきながら、まとめていくと良いと思う。
- 複雑な制度であると広まらないため、簡易的な制度にすべきである。企業は後から追徴課税になることを避けたいので、簡易的な制度であってもリスクが高いと利用しにくい。簡易的な制度であるほど、一定程度幅が広がるが、逆に対象が広がりすぎてし

まうことを懸念する。ビジネスモデルなどが複雑な企業は、制度の対象として良いのかわからず、リスクがあると感じるため、事前確認をしたいと思うだろう。公平性の観点よりは、リスクを嫌って使われない制度になることを避けるため、リスクが高いと感じられる企業に対しては、事前確認のように事前に一定程度リスクを排除できる仕組みを作ることも、制度を広める上で良いと思う。どちらかに振れるというより、両方をバランスさせるしかない。

- 簡易的な制度が必然的に求められる。第三者認証については、一定のパラメータライズされた基準の中で、ある程度企業側に裁量があると非常に望ましい。一方で、やはり不安になる企業が出てくると思う。事前合意というよりも、事前確認をしても良いといった仕組みが日本にできると良い。企業の不安を解消できるよう、税務当局等とコミュニケーションをできる仕組みが求められる。
- 事前確認の準備が納税者側の負担となることや、税務署や経産省ですら事前確認をこなすのは難しいという意見があった。税務調査で否認されないことが事前確認以外の方法でも担保できるのであれば、そのように制度設計することも十分あり得る。
- 事前確認に関しては、Q&A の充実が方法としてあり得る。相当数の例示を行い、各企業が自企業のケースに当てはめて判断できると良いと思う。
- 税額控除の繰越しを考えてみてはどうか。スタートアップなどが赤字覚悟で初期投資を行う際には課税所得がないため、優遇措置は享受できない。成功して利益が出始めても、研究開発税制において資産計上が求められるので、ここでも優遇措置が享受できない。課税所得がマイナスの場合に、利益が出ていれば控除される税額を計算し、それを将来に繰り越して、利益が出たときに回収できるような仕組みが必要ではないか。これは全ての優遇税制に対して言えることで、賃上げ税制等に関しても、利益の上限を超えた分は翌期に繰り越せない事態が生じていると思う。繰越欠損金等と同じような 10 年間の繰越しの猶予があればありがたい。
- 還付は難しいというのは十分承知しているが、スタートアップを考えると還付ができれば望ましいと思う。特に米国では、分野を絞って税額控除を移転可能とする制度も出てきている。様々な国が工夫をしているので、日本でも税額控除のあり方について議論すると良い。

以上

お問い合わせ先  
経済産業省産業技術環境局  
技術振興・大学連携推進課  
電話：03-3501-1778